

令和8年6月から入院中の食事代の負担額が引き上げられます

食事療養費標準負担額

昨今の物価高の影響で食材料費が高騰したことにより、入院時の食費1食につき、40円引き上げることとなりました。また所得の状況やその他の事情を考慮して厚生労働省令で定める者等については、1食につき20円～40円引き上げる内容となっています。

区分		1食あたりの負担額	
		令和8年5月31日以前	令和8年6月1日以降
一般 (下記以外)	—	510円	550円
	指定難病患者	300円	330円
市民税 非課税世帯	低所得者Ⅱ または 70歳未満の低所得者	240円 (91日目以降190円)	270円 (91日目以降220円)
	低所得者Ⅰ 70歳以上75歳未満	110円	130円

65歳以上の方が療養病床に入院したときの生活療養費標準負担額

65歳以上の方が療養病床に入院したときの食費も、同じく1食につき40円引き上げることとなりました。また所得の状況やその他の事情を考慮して厚生労働省令で定める者等については、1食につき20円～40円引き上げる内容となっています。

療養病床に入院する65歳以上の患者			1食あたりの負担額	
			令和8年5月31日以前	令和8年6月1日以降
課税世帯	一般の患者 (下記以外)	入院時生活療養(Ⅰ) を算定する医療機関に 入院している者	510円	550円
		医療の必要性が高い患者 (低所得者Ⅰ・Ⅱを除く)	510円	550円
	指定難病患者 (低所得者Ⅰ・Ⅱを除く)	300円	330円	
市民税 非課税世帯	低所得者 Ⅱ	下記以外	240円	270円
		医療の必要性が高い患者 指定難病患者	240円 (91日目以降190円)	270円 (91日目以降220円)
	低所得者 Ⅰ	下記以外	140円	160円
		医療の必要性が高い患者	110円	130円
		指定難病患者 老齢福祉年金受給者 境界層該当者	110円	130円

居住費につきましても1日あたり370円から**430円**へ引き上げられます

住民税非課税世帯に該当する場合は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を申請し、認定証を医療機関等の窓口へ提出する必要があります。